

## 第5章 現状と課題

### 1 保存（保存管理）の現状と課題

#### (1) 本質的価値等の構成要素

##### ①現状

墳丘（A1地区）は、墳端が不明な個所を一部に含むものの、全体が史跡指定範囲に含まれている。地目は隣接地と同様の樹林である。平成29年度（2017）には、昭和45年（1970）頃に切断された前方部の法面に盛土を行って養生策を講じた。後円部は盛土により築成された度合いが大きく、特に南半部では顕著であるのに対し、前方部は地山の削り出しによる成形が主体となること、過去の発掘調査で判っている。そうした墳丘斜面には葺石が敷設されており、特にくびれ部から前方部西側斜面においては良好に遺存することが確認されている。一方、後円部斜面では畑地が造成されたことにより、葺石等の遺存は必ずしも良好ではない。墳丘のテラス面は、基本的に土敷きであり3～4m間隔で円筒埴輪が樹立されている。埴輪残存高は数十cm程度である。各発掘トレンチは埋戻しの状況にあり、葺石や埴輪は現地表には露出していない。なお平成20、22、24の各年度には史跡指定範囲内の樹林の一部伐採を行い、墳丘の目視は以前に比べると容易となっている。

後円部墳頂上に竪穴式石槨2基と粘土槨1基があり、それぞれ刳抜式石槨が埋置されている。平成25年度（2013）には、応急措置として石槨の一部露出部に盛土を行って養生するとともに、内部への雨水の浸入状況を確認するため計測装置を設置し、埋葬施設は完全に地中に埋戻した状態にある。過去の発掘調査では、上部の近世墓群の保存に配慮して、第1号石槨西外側部の状況を確認しておらず、東側と同じように西面にも棺外副葬品類が遺存する可能性も残る。第2号石槨からは仿製内行花文鏡片、鉄剣、鉄斧、刀子、管玉、第3号石槨内外からは仿製内行花文鏡、鉄剣などが出土しているが、副葬品配列等の詳細な追求は行われていない。昭和25年（1950）の発掘調査後の埋葬施設の戻し状況などについても不明な点が多い。

##### ②課題

墳丘、埋葬施設とも保存状況についての実態究明と、それを踏まえた対応が必要である。

特に軟質の凝灰岩製である石槨の保護が最重要課題で、雨水の浸透や経年による劣化が危惧される。現在の埋戻し状況は応急措置であり、保存状態の確認のための発掘調査や計測データの収集を行ったうえで、抜本的な保存策を講じていく必要がある。石槨・粘土槨についても構造や保存状況について不明な点が多い。

また、墳丘斜面は盛土によって形成された急傾斜地となっており、現状では崩壊は見られないが、墳丘周辺では豪雨などによる崩壊・浸食がみられることから、排水体系の整備の必要性なども検討していく必要がある。葺石や埴輪についても、流出したり、劣化が進まないよう、状況に応じて保存策を講じていく必要がある。

#### (2) 史跡指定範囲及び周辺の全般状況

##### ①現状

史跡指定範囲16,133㎡（A1・A2・B地区）については、平成17年度（2005）の国庫補助事業により公有地化され、全体が丸亀市所有地として保存が図られている。史跡指定範囲は全般に樹林となっており、ほぼ指定時の状況が維持されている。

後円部頂にある近世墓群のうち、南側の石造物群については下部施設がなく、平成29年度（2017）

に史跡指定範囲外の公有地（C地区）の一面に移設を行った。一方快天和尚など三人の僧侶墓は同年度の調査で下部施設が検出され、これらの墓塔が原位置を保った状態であることが確認された。

史跡指定範囲のうち、墳丘外南部（B地区）及び史跡指定範囲北側に隣接する公有地（C地区）において、法面崩落防止を目的とした保護工事を平成22年度（2010）に実施した。また、平成30年度（2018）にも墳丘外の史跡指定範囲内外（B地区）で法面保護のための護岸工事を実施した。B地区には電柱が立っている個所もある。

史跡指定範囲の北から北東に隣接する公有地（C地区）は、駐車場や学習体験広場、ガイダンス施設等の整備が計画され、平成18年度（2006）に土地開発公社によって12,546㎡の先行取得が行われたもので、平成27年度（2015）には仮設の駐車場や仮設のトイレが設置されている。

快天山古墳周辺（A1・A2・B・C地区外）は、北東方向が山林や畑地となった丘陵が続くのに対し、丘陵裾の緩傾斜地となる西・南・南東方向では史跡指定範囲間際までが低層住宅街となっている。その一画で史跡指定範囲の南隣地には住吉神社御旅所がある。また史跡指定範囲境から約80m南に離れた位置を国道32号が通過し、片側2車線の道路敷となっている。史跡指定範囲から数百m圏内では、周知の埋蔵文化財包蔵地が薬師山古墳など5か所で確認されている。また、現国道の北に沿う里道はかつての金毘羅往来である。

## ②課題

後円部（A1地区）の近世墓は下部施設が竪穴式石槨を一部破壊して構築されたことが判明しており、古墳埋葬施設の発掘調査と連動した調査を行ったうえで、双方の取扱い方針を定める必要がある。

また、A2地区では、現状での墳端ラインが将来の調査で拡大される可能性があるし、転落し地中に埋まっている埴輪や葺石への注意も必要となる。また火葬墓以外にも、墳丘周辺（A2・B・C地区）に未知の遺構がさらに所在している可能性もあり、発見された場合は保存についての配慮が求められる。墳丘外の急傾斜地（B・C地区）については、崩落危険個所を含んでおり注視し、状況に応じて保護策を講じていく必要がある。

周辺地（A1・A2・B・C地区の外）については、現状では大きな開発計画についての情報はないが、動向を注視し、周知の埋蔵文化財包蔵地の保存に努め、土木工事が行われる場合は、文化財保護法の手続きに遺漏がないように努めていく必要がある。また、史跡指定範囲最寄りの住吉神社御旅所で改修が計画された場合などは、景観保全への配慮についての理解を求めていく必要がある。

表7 既往の保存管理事業一覧

年度	内容	備考
平成17年度	史跡指定範囲全域の公有地化	国庫補助事業 16,133㎡
平成18年度	史跡指定範囲北側及び北東部側の用地の公有地化	市単独事業 12,546㎡
平成19年度	説明看板の設置	市単独事業
平成22年度	史跡指定範囲内南部（栗熊東字若狭908番）及び隣接する市有地（913番3）において、法面崩落防止を目的とした保護工事	市単独事業
平成20・22・24年度	史跡指定範囲内の樹林の一部伐採	市単独事業
平成25年度	雨水による墳頂部の表土流失のため、盛土による石棺の応急的な保護工事、雨量計及び石棺内の水分計測装置設置（水分計は割れた石棺内に設置）	市単独事業
平成27年度	仮設駐車場の整備、仮設トイレの設置、説明パンフレットの作成	市単独事業
平成28・29年度	鷲ノ山産石材を用いた保存処理方法別による風化度比較開始 後円部墳頂上の近世墓の一部移設と、前方部墳丘保護工事	市単独事業
平成30年度	隣接する市有地（栗熊東字地内954番）において、周辺整備用地急傾斜地対策工事 史跡指定範囲内南部（栗熊東913番2）及び隣接する市有地（913番3、949番3）において崩落した法面の保護擁壁設置工事	国庫補助事業

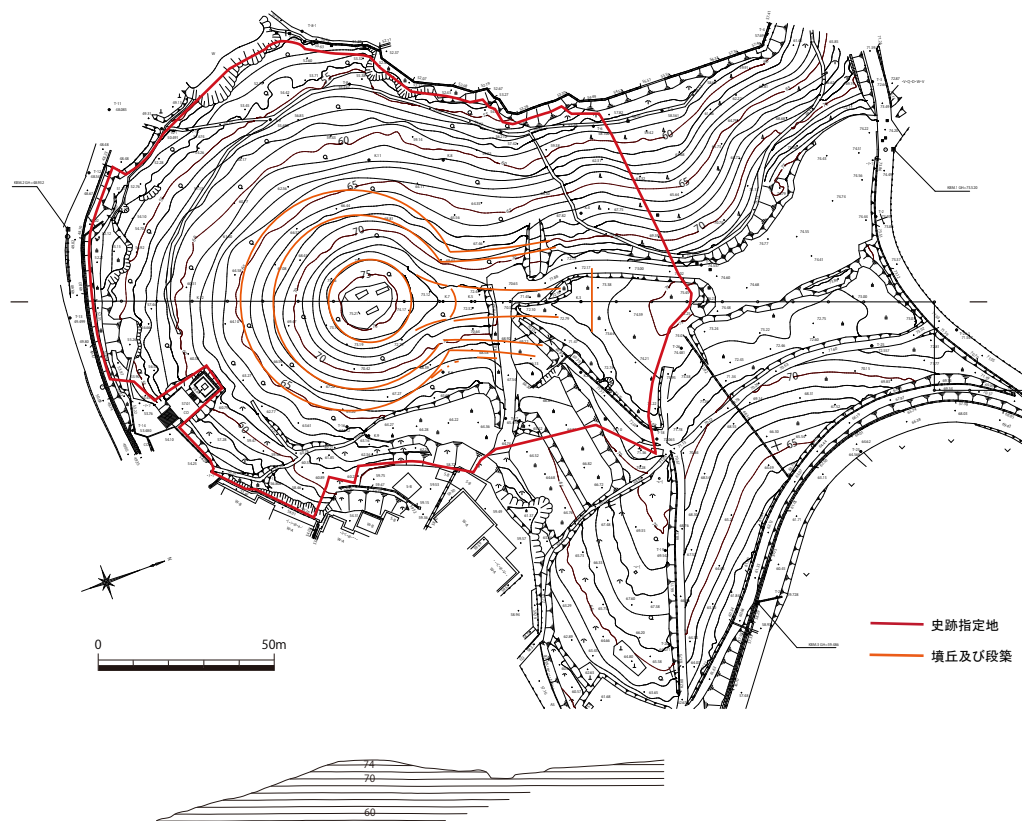


図 23 現況測量図（平成 13 年（2001）4 月～測量）



図 24 墳丘養生完了・法面擁壁工事完了図（令和元年度（2019）作成）

### (3) 植生

#### ①現状

現況の植生区分を図 25 に示す。各地区の境界付近で現況植生にも違いが見られ、墳丘の形状及び史跡指定範囲の内か外かという条件に応じて、土地利用及び植生管理が行われていたことが伺える。以下、現況植生の概略を植生区分ごとに記す。

古墳後円部（植生区分①、ほぼ全域が A 1 地区）は、アベマキ、クヌギ等の落葉広葉樹およびクスノキ、アラカシ等の常緑広葉樹の高木がやや疎な密度で生育する樹林となっている。林床は、後円部墳頂の平坦部は裸地となっているが、後円部の斜面はササが繁茂している。下草刈りが行われており、中～低木はなく、低く刈り込まれたササがグランドカバーを形成している。

整備計画地の西～南の外周部（植生区分②ほぼ全域が A 2・B 地区で北端の一部が C 地区）は、エノキ、ムクノキ、アベマキ、クヌギ、センダン等の落葉広葉樹およびアラカシ、クスノキ、ナナメノキ等の常緑広葉樹が繁茂する樹林となっており、除伐や下草刈が行われていないので、ネズミモチ、ヒサカキ等の中～低木が密生する樹林となっている。なおこの区域の北西端では、隣接する民有地からタケの侵入が見られる。

整備計画地の西側の一部（植生区分③、ほぼ C 地区で南端の一部が A 2・B 地区）にスギの植林が見られる。植林後 30～40 年程度経過していると思われるが、枝打ちや間伐等の管理が放棄されており、荒れた状態である。

後円部南東側の縁辺部（植生区分④、ほぼ B 地区で一部 A 2 地区）および整備計画地東部の尾根筋（植生区分⑩、C 地区）で竹林が見られる。どちらもタケが周辺に侵出し、竹林が拡大しており、特に後円部南東側の竹林については、急斜面で住宅地にも近接していることから土砂災害の危険性が心配される。また、この竹林に隣接してササ原が拡大していることが見られる（植生区分⑨、全域がほぼ B 地区で一部 A 2 地区）。ササはタケほどの土砂災害の危険性は大きくないが、放置すれば拡大していく可能性が考えられる。

整備計画地北側中央部（植生区分⑤、C 地区）は、かつて果樹園であったが、現在は史跡快天山古墳の駐車場として利用されており、裸地（周辺は草地）となっている。

整備計画地の北東部一帯（植生区分⑥、C 地区）は、かつて桑畑であったと思われるが、ヤマグワ、センダン、エノキ、ムクノキ、アベマキ等の高木が茂る樹林になっており、林内はノイバラ、ヌルデ、ネズミモチ等の中～低木が密生している。

墳丘推定ラインが示す前方部端から史跡指定範囲北端の一帯（植生区分⑧、ほぼ A 1・A 2・B 地区一部 C 地区）は、センダン 4 本とエノキ 2 本の高木が生育しているが、他に樹木はなく草地となっており、古墳の前方部（草地）まで続き、平成 29 年度（2017）墳丘復元部（植生区分⑦、ほぼ全域が A 1 地区で東西両端の一部が B 地区）については、復元後の養生として芝生地となっている。

墳丘推定ラインが示す前方部東縁より東に延びる南向き斜面は、1970 年代の土地改変後、鶏舎が建設されており、階段状にテラスが切られている（植生区分⑩、ほぼ全域が C 地区で西端の一部が B 地区）。この区域の東部には竹林となっていたところではあるが、現在は刈り払いが行われ、草地となっている。

#### ②課題

保存管理上の課題としては、土砂災害防止と景観上の観点からの課題が考えられる。まず、土砂災害についてであるが、土地が竹林で覆われると、他の樹木が被圧されて衰弱・枯死し、タケの純

林になってしまう。タケは非常に密度の高い根茎マットを形成するが、浅いため（深さ40～50cm）、大雨が降ると斜面では、この根茎マットが滑るような形で土砂崩れを発生させる危険性が大きい。そのため、住宅地に隣接する史跡指定範囲内外の急斜面地に生育するタケ（植生区分④）は駆除する必要がある。

次に景観上の課題であるが、史跡指定範囲の墳丘本体部（A1地区）については、一部樹木の伐採が行われたことや、地元NPOによる日常的な下草刈りにより、現状での墳丘の規模および形状は概ねわかりやすく保たれており、墳丘及び規模の確認は可能であり、指定後の崩壊等も認められない。今後も、墳丘の土壌侵食防止、崩落防止及び墳形明示の観点から、現状の樹木及びササ等の地被植物については、適切な維持管理を継続して行っていく必要がある。

景観上の問題としては、墳丘部からの眺望と周囲からの古墳の見え方の問題がある。前者の墳丘の頂部からの眺望については、古墳の裾野から遠方まで周囲がすべて見渡せるようにということであれば、墳丘及び墳丘周辺部（裾野）の樹木、樹林はない方がよいということになるが、一方で、無粋な建築物や工作物は見えない方がよいということであれば遮蔽植栽としての樹林が必要である。また、周辺住宅のプライバシー保護という観点からも遮蔽植栽としての樹林が求められる。後者の古墳周囲からの墳丘の視認性という観点から言えば、墳丘及び墳丘周囲に樹林はない方がよいということになるが、前者の景観問題があり、また土壌侵食・土砂崩壊防止という観点もあり、総合的に判断して調整することが必要である。

基本的には、既存の樹木、樹林を維持する中で、樹木、樹林の生育状況及び周辺の土地利用、土地開発の状況を見ながら、樹林管理、植生管理を検討していくことが必要である。

#### （4）景観及び眺望

##### ①現状

史跡指定範囲周辺は、国道32号の改修や宅地開発による住宅地の接近など、開発が進んでいるが、史跡指定範囲（A1・A2・B地区）及び隣接する公有地（C地区）によって、本古墳の特色とも言える丘陵先端部に構築されたという立地の特性は保たれている。北側には鉄塔などの人工構造物もあるが、周囲の樹木等により遮られ、古墳から見えないことから景観は良好である。

一方で、土地改変を受けている墳丘東側（B・C地区）には、盛土による平坦地（鶏舎跡地）が残り、古墳が立地する丘陵先端部本来の形状をとどめてはいない。また、本来的には南から西側にかけて眺望が開け、被葬者の存立基盤となっていたであろう栗熊地区・岡田地区を中心とした丸亀平野南部を広く見渡せたはずであるが、現在は墳裾の南から西側にかけては樹木等が密集していることによって古墳から見る周辺の眺望が遮られている。同様に周辺から見る古墳の眺望も遮ることとなり、古墳が立地する尾根は比較的確認しやすいが、墳丘を識別できるまでには至らない。

##### ②課題

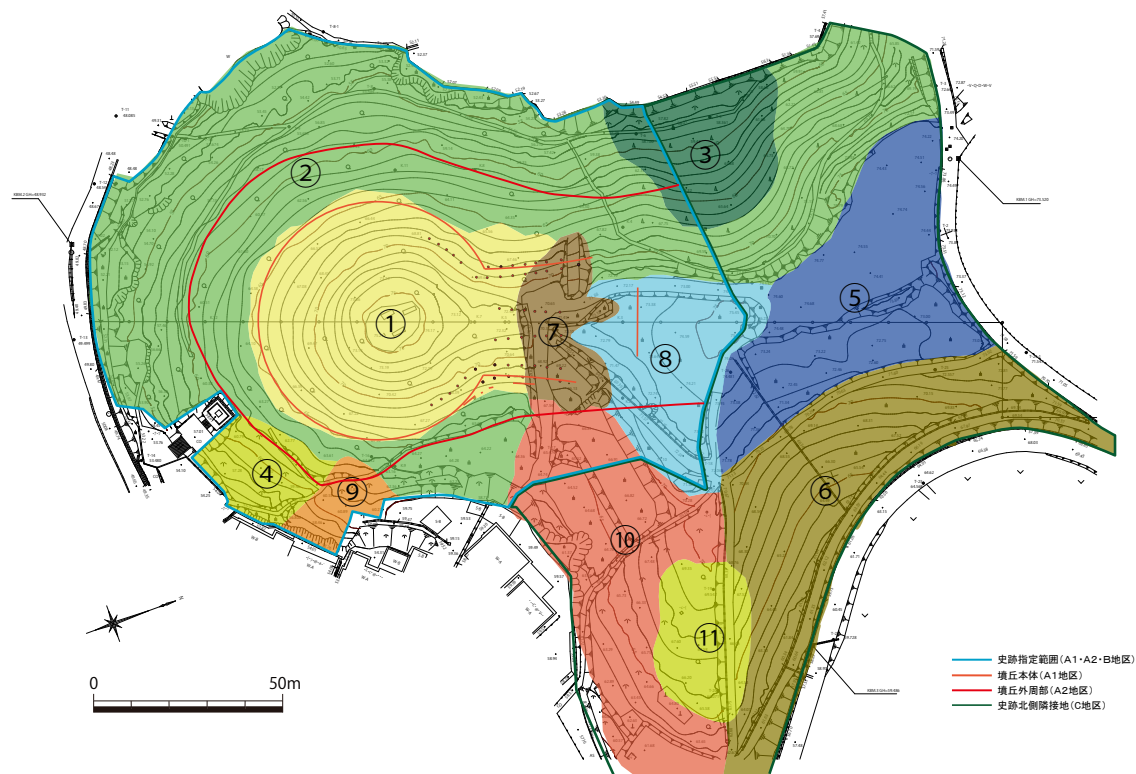
古墳が丘陵先端に所在するという立地特性と、丸亀平野南部を広く見渡せるという景観特性を損なわず、あるいは復元することを目的とした保存管理を行っていくことが重要である。

立地特性については、特に墳丘東側の平坦地における今後の確認調査の成果を基に土地改変の状況と旧地形を把握し、古墳築造当時の景観を復元していくことが望まれる。

景観特性については、古墳が築造されるにあたり、この地が選ばれた立地条件を理解し、体感す

る上でも、古墳頂上からの周辺地域の眺望及び周辺地域からの古墳の眺望（見え方）を考慮する必要がある。現在古墳の西～南～東一帯が住宅地として開発されてきているため、史跡指定範囲及び整備計画地外周部縁辺の樹林帯については、現状の地形と環境保全及び周辺住宅のプライバシー保護のための遮蔽植栽として残すことが望ましい。快天山古墳は、都市計画法に基づく都市計画区域用途無指定地域にあたり、都市計画法上の規制は特にないため、史跡周辺における高層建築物や広告看板等景観を阻害するような人工構造物の建設については課題が残る。

これまでの保存管理事業等と史跡等の現状及び課題を表8にまとめる。



番号	土地区分	概要
①	古墳後円部	アベマキ、クヌギ、クスノキ、アラカシ等の高木が疎に生育している。草刈が行われており、中～低木はなく、ササが後円部斜面を被覆している。後円部頂上は裸地。
②	整備計画地西～東側外周部	エノキ、ムクノキ、センダン、アベマキ、クヌギ等の落葉広葉樹に、クスノキ、アラカシ、ナナメノキ等の常緑広葉樹が混じる樹林。ネズミモチ、ヒサカキ等の中～低木も密生している。
③	整備計画地北西部の一角	スギ人工林（管理放棄）。
④	竹林	近年、拡大している。
⑤	駐車場	裸地、部分的に草地。
⑥	整備計画地北東部	センダン、ヤマグワ、アベマキ、クヌギ、ムクノキ等の落葉広葉樹林。ノイバラ、ヌルデ等の中低木も密生している。
⑦	墳丘復元部	復元後の養生のため芝生地。
⑧	古墳前方部及び土地改変部	センダンとエノキの高木が数本生育しているが、草刈が行われており、他に樹木はなく、草地となっている。
⑨	ササ群落	近年、拡大している。
⑩	土地改変部	芝生地、草地。
⑪	竹林	近年、拡大している。

図 25 史跡快天山古墳植生区分図

表8 史跡の構成要素における現状と課題

構成要素	地区	細目	現状	課題
(1) 本質的価値	A 1	①墳丘及び 外表施設	全域が史跡指定範囲で樹林となっているが、墳丘を目視で確認することは可能である。過去に改変を受けた前方部の一部は盛土による保護を行っている。葺石と埴輪は遺存度の低い箇所もあるが、地表下に保存されている。過去の発掘調査時のトレンチも埋戻しの状態である。	遺構保存の観点からも適切な植生管理を行っていく必要がある。豪雨災害による毀損を避けるため、周辺地の護岸や排水体系の整備を検討していく必要がある。埴端が未確定な個所では、発掘調査を実施して確認する必要がある。葺石や埴輪などについても、流出の危険が生じた場合は保護策を講じていく必要がある。
	A 1	②埋葬施設	後円部頂部にある竪穴式石槨2基と粘土槨1基及び3基の石槨は完全に埋め戻されて、地中に保存されているが、来訪者は見ることができず、知り得る情報が少ない。第1号石槨には雨量・水分計測装置が設置されている。	発掘調査による保存状態についての実態究明と対策が必要である。埋葬施設の構造や副葬品配置なども不明な点が多い。軟質の凝灰岩製である石槨についての抜本的な保存対策が最重要課題で急務となっている。
(2) 本質的価値に関連する要素	A 1	①近世墓	後円部頂にある近世墓のうち、南側の石造物群は史跡指定範囲外の公有地に移設を終えたが、下部施設を伴う3基の住職墓については石塔が建った状態である。	古墳の埋葬施設・石槨と連動した調査を行い、取扱いを検討していく必要がある。
	A 2	②古代火葬墓	墳丘外の史跡指定範囲の古代の火葬墓は発掘調査で確認された後に、埋め戻して保存されている。	周辺に未知の遺構が存在する可能性もあり、発見された場合は対応が必要となる。
	A 2・ B・C	③墳丘隣接地 の地形	特に墳丘東側の斜面は階段状に改変されている。	旧地形の復元を検討する必要がある。
(3) その他の構成要素	A 1・ A 2・ B	①植生	全域が樹林となり、下草刈りは定期的に行われている。	遺構の保存、隣接の宅地で暮らす住民のプライバシーの保護の観点などから、バランスのとれた植生管理を行っていく必要がある。特に竹林は保存上の悪影響を及ぼすため、伐採を進めていく必要がある。
	A 1	②石槨内計測装置	人工の要素であるが目立つ存在ではない。石槨部にセンサーを挿入して、地上部の端末で計測値を読み取っている。	計測結果を蓄積し、適切な保存管理と整備に結びつけていく必要がある。
	B・C	③法面保護 構造物	災害対策として設置されたもので、コンクリート製の擁壁が指定地外縁の一部にある。	視覚的にも目立つ人工的な要素であるが、史跡地の保存に必要な護岸施設として、新たな設置も図っていく必要がある。
(4) 史跡周辺の環境を構成する要素	C	①地形	尾根筋上の削平地となっている。	旧地形を活かしながら、バランスのとれた整備を行っていく必要がある。
	C	②植生	裸地・草地で丸亀市が日常管理を行っている。	北側公有地は適切な植生計画や管理を行っていく必要がある。
	B・C	③管理施設等	史跡の説明板や史跡境界標識を設置している。	適切に維持していく必要がある。また説明板類は増補や内容更新を図っていく必要がある。
	C	④利便施設	仮設の駐車場とトイレが設置されている。	史跡指定範囲としての景観に配慮した整備を図っていく必要がある。
(5) 史跡の価値に関連する諸要素		①出土品	丸亀市立資料館及び丸亀市埋蔵文化財整理事務所で保管及び展示に供されている。	金属器等素材に応じた適切な保存管理策の検討及び処置が必要。出土品の再評価を行い、状況に応じて指定を行う等法令上の位置づけを明確化し、適切な保存活用を進める必要がある。



1 北側 (冬季)



2 北側 (夏季)



3 南側 (冬季)



4 南側 (夏季)



5 東側 (冬季)



6 東側 (夏季)



7 西側 (冬季)



8 西側 (夏季)

写真6 後円部からの眺望写真





1 西側進入路 西より (約 214 m西)



2 後円部 西南より (約 294 m西南)



3 史跡接道部 南東より (約 160 m南東)



4 東側進入路 東より (約 226 m東)



5 遠景 東より (約 620 m東)



6 遠景 東南より (約 560 m東南)



7 遠景 南より (約 680 m南)



8 遠景 南より (約 500 m南)

写真7 古墳への眺望写真 (図 26 に対応)

※▼は史跡快天山古墳の位置を示す

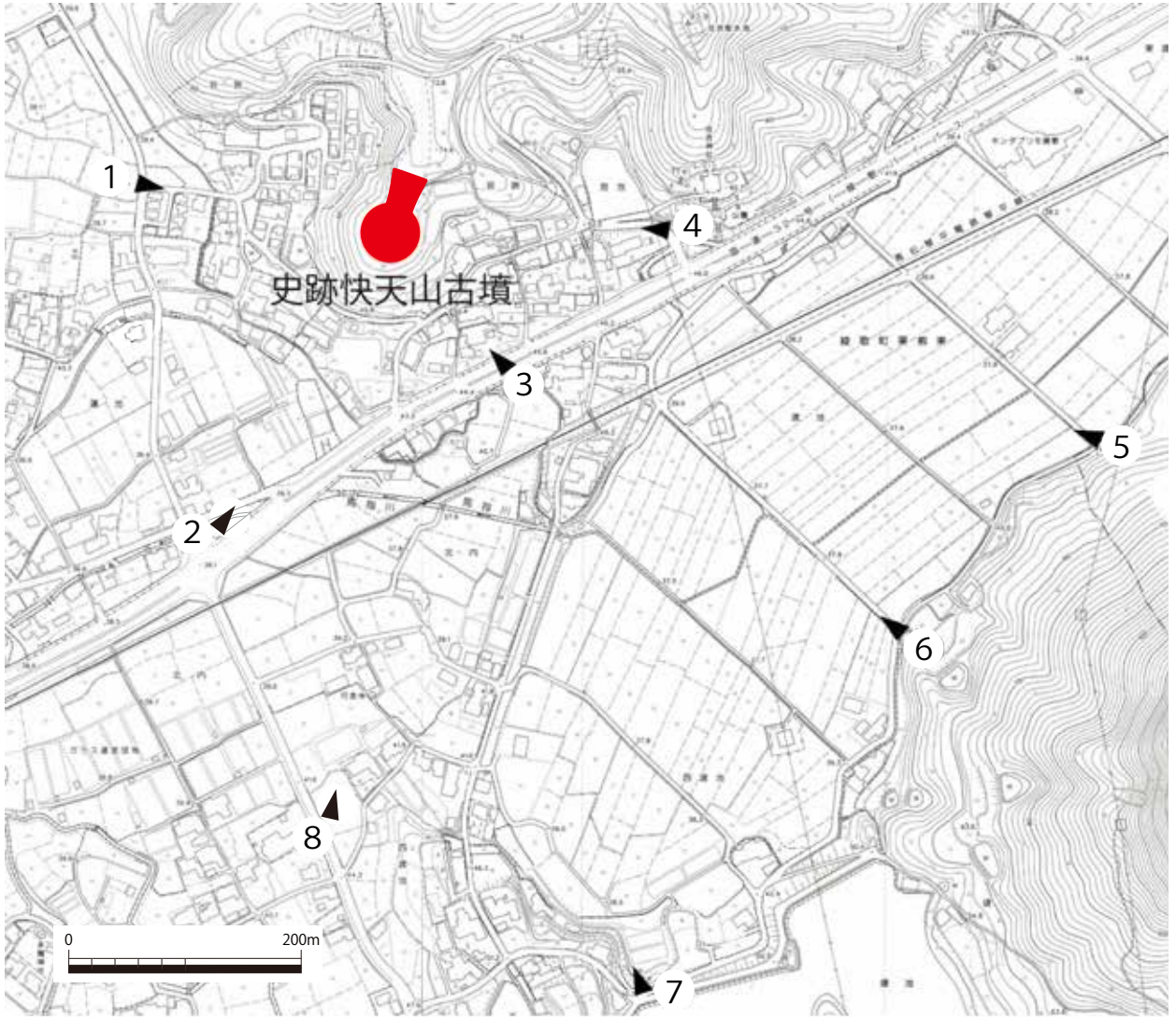


図 26 眺望写真撮影位置図



图 27 史跡快天山古墳周辺環境図

## 2 活用の現状と課題

### (1) 活用の現状

史跡快天山古墳では、立入り制限等の禁止区域はなく、自由に見学できる。市主催の見学会、行政関係者、専門機関等の視察以外にも一般の見学が自由におこなわれている。

また、地元小学校の学習会や他団体等の見学会が年に2～5回程度おこなわれている。地元小学校の学習会では、文化財専門職員が説明を行っている。その際、快天山古墳から出土した生きた教材である円筒埴輪に実際に触れてもらい、古墳時代の迫力や質感を感じてもらうことで感性を刺激できたものと考えられる。

平成26年(2014)の秋には、当該史跡を中心に香川県内の前期古墳を取り上げ、それらの中で快天山古墳出現の意義と、快天山古墳の特質を考えていく『讃岐の前期古墳展～快天山古墳の時代～』をテーマとした展覧会を丸亀市立資料館にて開催した。この展覧会に併せて、大久保徹也氏(徳島文理大学教授)を講師として歴史講演会も開催した。

また、快天山古墳を守る会の会員が栗熊コミュニティ新聞『さんさん快天』において連載していた当該史跡の記事をまとめた『史跡快天山古墳』(平成24年)を発行し、その後も副読本として『教えて!快天山古墳』(平成27年)を発行している。本市教育委員会では、当該史跡の見学者に配布する『史跡 快天山古墳』と題する小冊子を平成27年(2015)に発行し、見学者が自由に持ち帰られるように説明板に専用ケースを付設している。平成28年(2016)3月には本市文化観光課が『丸亀市の古墳を巡る』と題したマップ付のパンフレットを作成し、関係者や市内外の希望者への配布を行っている。



1 石棺の写真パネル



2 過去の調査記録等の資料

写真8 丸亀市立資料館での展示(平成26年度『讃岐の前期古墳展』)

また、徳島文理大学の協力を得て綾歌町教育委員会が平成13(2001)～15年度(2003)に後円部、くびれ部、前方部においてトレンチ調査を行った結果、前方部3段、後円部で3段以上の段築を確認しており、それぞれに円筒埴輪、壺形埴輪を配列し、全面に葺石が葺かれている状況等を現地説明会で公開している。平成29年度(2017)では、近世墓移設に伴い発掘調査を実施した結果、快天墓、宥雅墓については、地下遺構が存在していることを確認し、地元を中心に説明会を開催した。



図 28 『史跡 快天山古墳』 平成 24 年（2012）3 月（長尾アツ子著）発行



図 29 『讃岐の前期古墳展～快天山古墳の時代～』 展示パンフレット 平成 26 年（2014）10 月丸亀市立資料館発行



図 30 『教えて！！ 快天山古墳』 平成 27 年（2015）4 月快天山古墳を守る会発行

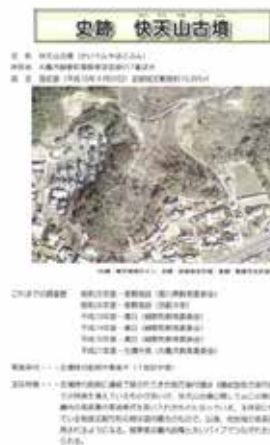


図 31 『史跡 快天山古墳』 平成 27 年（2015）7 月丸亀市教育委員会発行

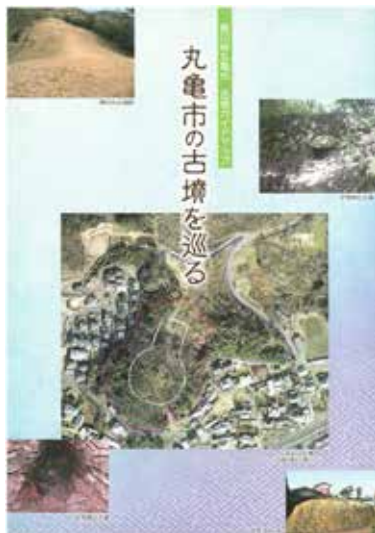


図 32 『香川県丸亀市 古墳ガイドマップ 丸亀市の古墳を巡る』 平成 28 年 3 月丸亀市発行



1 後部部頂での見学状況



2 前方部での説明状況

写真 9 地元小学校 校外学習風景



1 平成 14 年 8 月



2 平成 29 年 11 月

写真 10 発掘調査現地説明会

## (2) 活用の課題

活用に関する課題については、以下の点が挙げられる。

- ・社会見学及び体験学習は、年間 2～5 回実施されているが、学校に対する出前授業を実施していく必要がある。
- ・学校教育や市民団体への育成・支援を継続的に行う必要がある。
- ・史跡としての本質的価値を伝えるため、出土した遺物などの資料を定期的に公開し、普及・啓発を行う必要がある。
- ・地域の憩いの場やアイデンティティ創出のための場となるよう具体的施策を検討する必要がある。
- ・史跡周辺の関連文化遺産への見学誘導などの包括的活用を通して快天山古墳の位置付けや理解を深める必要がある。特に近隣を通過した近世金毘羅街道は、当地が交通の要所であることを物語る素材となりうる。
- ・近隣市町との広域的な連携を検討していく必要がある。

### 3 整備の現状と課題

#### (1) 整備の現状

本市では、平成 16 年（2004）9 月 30 日に国の史跡指定を受けた快天山古墳及び周辺の保存並びに活用整備にむけての基本的方向性をとりまとめるため、平成 17 年（2005）3 月に『史跡快天山古墳保存整備基本計画書』を策定しているが、策定から 13 年以上経過し、現在の状況に即した整備基本方針を見直す必要があった。

整備の現状については、以下のとおりである。

#### ○本質的価値を構成する要素

##### ・墳丘及び外表施設（A 1 地区）

土地改変に伴う墳丘分断部分は崩落箇所を保護するために盛土による応急の養生を行った。墳丘西部の建設残土投棄部分については、残土漉き取り後に盛土を行ったうえで、芝張り養生を行った。

##### ・埋葬施設（割抜式石棺）（A 1 地区）

3 基の石棺については、石棺の保存状態を良好に保つための応急処置として、平成 26 年度（2014）に盛土を行い防水シートを張った上で土中に埋め込んだ。石棺の位置を把握できるように 10cm 角の石標で表示し、説明プレートを設けている。

#### ○本質的価値に関連する諸要素

・火葬墓（A 2 地区）は以前の調査で埋め戻され、平成 29 年度（2017）の発掘調査において、地下遺構を検出し、現状では埋め戻している。

・近世墓（円福寺歴代住職墓）（A 1 地区）は、一部の石塔が北東の公有地（C 地区）に移築されたが、3 基の墓塔が原位置に所在し、確認された地下遺構は埋戻しの状態にある。

##### ・墳丘隣接地の地形

墳丘外周（A 2 地区）については概ね地形が保たれているが、その外方（B 地区）は改変を受けた箇所を含む。

墳丘東部（B・C 地区）においては、鶏舎建設により平坦地が構築され旧地形をとどめていない。

#### ○史跡周辺の環境を構成する要素

##### ・便益施設等（C 地区）

駐車場については、約 15 台の普通車、マイクロバス 2 台を駐車できるスペースを確保しているが、暫定的なもので舗装されていない。また、仮設トイレを設置しており、地元団体が定期的に清掃活動を実施している。

##### ・説明板

史跡としての本質的価値を伝える説明板を駐車場の北東隅（C 地区）に設置し、『史跡快天山古墳』（小冊子）を自由に持ち帰れるよう、専用ケースも設置している。また、後円墳頂（A 1 地区）にも石棺についての説明板がある。

##### ・標識等

国道 32 号沿いに、誘導看板を設置している（A 1・A 2・B・C 地区外）。また、史跡指定範囲の境界標は石杭及びプラスチック杭により設置し、私有地との境界を明確にしている（B 地区）。



## (2) 整備の課題

### ○本質的価値を構成する要素（A1地区）

#### ・墳丘及び外表施設

前方部の形状は未だ不明瞭であるため、前方部や東西のくびれ部付近については、追加の確認調査、後世の建設残土を除去することにより、墳丘の原状をできるだけ正確に把握し、墳丘の復元などの整備を適切に実施する必要がある。

#### ・埋葬施設（剝拔式石棺）

3基の石棺については、第1号石棺内部の水分量の計測を継続するとともに、現状の保存状況を把握することを目的とした発掘調査を行い、その成果をもとに適切に整備する必要がある。

### ○本質的価値に関連する諸要素

#### ・火葬墓（A2地区）

調査成果をもとに適切な保存。整備の在り方を検討する必要がある。

#### ・近世墓（円福寺歴代住職墓）（A1地区）

地下構造物について、平成29年度（2017）（A2・B・C地区）の調査を補填する調査を行い、その成果をもとに取扱いや整備の在り方を検討する必要がある。

#### ・墳丘隣接地の地形

改変を受けた個所について旧地形の復元を検討する必要がある。

### ○史跡周辺の環境を構成する要素

#### ・便益施設等（駐車場、トイレ）（C地区）

駐車場は舗装されておらず、降雨後、泥濘が目立つため、砂利等の造成を行い、適切に整備する必要がある。また、仮設トイレでは、衛生面について懸念がある。

#### ・史跡の標柱が未設置である。

## 4 運営・体制の現状と課題

### (1) 運営・体制の現状

史跡快天山古墳の保存・活用・整備に関する事項は教育部文化財保存活用課が所管しており、職員5名（うち文化財専門職員4名）を配置している。活用面では、啓発イベントや郷土史講演会、次の世代を担う子供たちへの歴史学習などを通して普及啓発を図っている。

また、地元NPO（特定非営利活動法人あやうた）や保存会（快天山を守る会）に維持管理や研修、講演、広報活動に参画いただいている。

### (2) 運営・体制の課題

史跡快天山古墳での各種事業の実施に当たっては、文化庁、香川県教育委員会、地元NPO「特定非営利活動法人あやうた」、保存会「快天山古墳を守る会」との相互の連携に努めていく必要がある。

地元NPO、保存会にも、研修・公演や地元イベント内での広報活動に継続して参画してもらい、様々な活動を進めていくための人的体制づくりが必要である。

## 第6章 保存活用の大綱・基本方針

### 1 保存活用の大綱

史跡快天山古墳は、墳長 98.8 mを測る大形前方後円墳で、3基の刳拔式石棺と葺石及び円筒埴輪等の墳丘外表施設が存在する。

史跡指定範囲及び隣接地の公有地化はほぼ完了しているものの、史跡快天山古墳を次世代に向けて確実に保存・継承していくためには、本質的価値の保存を前提に本質的価値の特性に応じた活用の方針を示すことが求められる。

一方、本質的価値を構造する墳丘の細部の構造や刳拔式石棺の詳細や保存状態の確認等、未解明の課題が存在することは否めない。本質的価値の適切な保存を行うためには、これらの調査研究も並行して進めていく必要がある。また、近年、文化遺産を活用した地域活性化やまちづくりが求められていることから、史跡がもつ価値や魅力を活かした施策が求められている。

本保存活用計画では、そうした観点から保存管理の方法を示すとともに、史跡の価値を顕在化させるための活用・整備に向けての方針を提示し、それらを着実に実施していくための管理・運営体制の方針を示すものとする。

### 2 保存活用の基本方針

国民共有の財産であり地域の誇りとなる史跡を、確実に保存し将来へ伝えていく。  
史跡の特性を活かした情報発信や活用を多面的に行う。

#### (1) 学術的価値の把握を行う

- ・調査研究を行う
- ・地域の文化財との関連付けと地域での位置づけを行う
- ・学術成果にもとづく保存・整備・情報発信を行う

#### (2) 市民ニーズに応じた整備・活用を図る

- ・学校教育・社会教育などの場で生きた教材として活用する
- ・市民が親しみをもち、理解しやすい形での整備・活用を行う
- ・景観保全に配慮する
- ・市民協働による持続可能な管理・運営体制を構築する

## 第7章 保存（保存管理）の方向性と方法

### 1 保存（保存管理）の方向性

快天山古墳の史跡指定範囲とその北側に隣接する公有地を包括的に捉えるものとしそれぞれの地区（図 21）の特性と現状に応じた計画を策定するものとする。

表9 計画対象範囲の区分

地区	地区の概要
A 1（史跡指定範囲内の墳丘部）	前方後円形の墳丘が良く残る。 丸亀市有地。 本質的価値の構成要素が凝縮し、絶対保存を図るべき区域。 後円部頂の地下に埋葬施設や石棺がある。 後円部頂に近世墓に伴う石塔が建つ。 墳丘斜面には埴輪や葺石を伴うが現地表には露出していない。
A 2（史跡指定範囲内の墳丘外周部）	古墳の墳端に接する旧地形を良く残した緩傾斜地。 丸亀市有地。 史跡の本質的価値を高めたり、保存に寄与する役割を持つ区域で、本質的価値に直結する未知の遺構が存在する可能性もある。 前方部前端など墳端（A 1 地区との境界）が不明確な箇所があり、将来の調査で墳丘範囲が広がる可能性がある。 地表下に墳丘から転落した埴輪片や葺石が包蔵されている。 古代火葬墓があり埋め戻されている。
B（史跡指定範囲内のうち最も外側部）	急傾斜地や改変を受けた地形。 丸亀市有地。 史跡の本質的価値を高めたり、保存に寄与する役割を持つ区域で、本質的価値に直結する未知の遺構が存在する可能性もある。 住宅地との境界法面となり擁壁が設けられた箇所がある。
C（史跡指定範囲の北側の隣接地）	地形の概形は概ね保つが、改変を受けた箇所が多い。 史跡整備用地として公有化を実施済み。 尾根筋は削平を受けて平坦で、仮設の駐車場やトイレが設置されている。 未知の遺構が存在する可能性もある。 駐車場や学習体験広場、ガイドンス施設などの整備を図る予定の区域。

### 2 保存（保存管理）の方法

#### （1）保存管理体制

史跡指定範囲（A 1・A 2・B 地区）及び周辺整備用地（C 地区）の保存管理は、丸亀市が適切に実施する。また、実施に当たっては、文化財保護部局が主体となって保存管理を行うこととなるが、関係部局とも連携を図るとともに、地域に関して熟知しており、現在も関わっている地元 N P O や保存会にも引き続き、維持管理に参画してもらい、行政と市民が一体となって維持管理を行う。

#### （2）本質的価値の保存

保存環境に関するデータの蓄積や、発掘調査を含めた調査を実施することにより遺構の全容の把握に努め、適切な保存措置について検討する。

#### （3）日常的な維持管理

地形の改変、植生・生態系を破壊するような大規模な改変は行わないように配慮し、遺構の保存を最優先に維持管理を行う。除草や樹木管理を計画的に行い、歴史的環境の保全に努める。

また、適切なモニタリングや情報収集に努め、地割れ、イノシシなどによる獣害、強風による樹木の倒木、霜害・氷結による表土の攪乱、豪雨や人の歩行による水みちの形成、盗掘・散布遺物の持ち帰り・ごみの不法投棄など、墳丘や外表施設、埋葬施設をはじめとした史跡地の構成要素のき損に繋

がる要因の早期発見と排除に努め、重大な事態が発生した場合は、速やかに対応策を講じる。特に石棺については第1号石棺に設置した機器による計測を定期的に行ない、数値に変化があった場合は、速やかに科学的分析と状況判断を行って必要な保護策をとる。

(4) 史跡指定範囲内と周辺環境との一体的保全

史跡指定範囲内のみならず周囲の環境や周囲からの古墳の眺望も、快天山古墳の成立や意義を考える上で重要な要素であり、特に史跡指定範囲北側の市有地（C地区）については、地形的にみて史跡指定範囲の墳丘から連続する丘陵であるため、史跡指定範囲外であっても基本的な地形や環境の保全に努め、史跡と一体的な景観の保全に努める。

また、周辺遺跡（住吉神社古墳等）についても、保存について協力を求めていく必要がある。

(5) 出土遺物の保存

出土遺物に関しては、史跡の歴史的位置づけや社会構造を知る上で貴重なものであることから、丸亀市立資料館及び丸亀市埋蔵文化財整理事務所において、種類や状態に応じて適切に保存・修理・収蔵に努める。

表 10 構成要素ごとの保存管理

	地区	構成要素	保存管理の方法
(1) 本質的価値を構成する要素	A 1	墳丘 外表施設 埋葬施設	遺構を確実に保存するため、定期的にモニタリングを行ったり情報収集に努める。き損に繋がる要因の早期発見と排除に努め、重要な事態が発生した場合は、速やかに対応策を講じる。
(2) 本質的価値に関連する諸要素	A 1	近世墓	墓石の倒壊や風化等を定期的に観察し、現状維持に必要な措置をとる。
	A 2	古代火葬墓	埋め戻しが行われており、現状どおり保存していく。
	A 2・ B・C	墳丘隣接地の地形	現状を維持しながら旧地形の復元を検討。
(3) その他の諸要素	A 1	植生	原則として墳丘部での樹木の新たな植栽は行わない。周囲からの墳丘視認性を考慮し適切な維持管理を行う。
		雨量・ 土壌水位計測装置	雨量や石棺内部の水分状況等保存に必要なデータの蓄積に努める。
		石棺位置表示・ 説明看板	破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
	A 2	植生	周囲からの墳丘視認性を考慮し適切な維持管理を行う。
	B	植生	周囲からの墳丘視認性を考慮し適切な維持管理を行う。 斜面上のササ等の地被植物は土壌浸食防止の観点から今後も適切に維持管理し保全する。 竹林は適宜伐採し、樹種変更を図るなど斜面保護の対策をとる。 隣接する住宅地のプライバシーに配慮した樹林管理を行う。
		法面保護構造物	史跡境界等に擁壁等工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最低限度に抑え、かつ景観に配慮した工法をとる。 亀裂等がないかを定期的に点検し、適切に維持する。
C	植生	竹林は適宜伐採し、樹種変更を図るなど斜面保護の対策をとる。 隣接する住宅地のプライバシーに配慮した樹林管理、周囲からの墳丘の視認性を考慮し、適切な維持管理を行う。	
	法面保護構造物	斜面の崩落等のおそれがある危険箇所は、擁壁等工作物等を設置し、安全に配慮する。亀裂等がないかを定期的に点検し、適切に維持する。	
(4) 史跡周辺の環境を構成する要素	C	駐車場	維持管理を定期的に行う。必要に応じて維持補修を行う。
		説明板など	破損や汚れがないかを定期的に点検し、必要に応じて維持補修を行う。
		トイレ	定期的に清掃を行い、清潔な環境を維持していく。

### 3 植生管理

史跡が山林内に所在することにより、保存管理の実施上、植生管理は大きな割合を占める。史跡指定範囲内に生育する樹木は、第5章1（3）植生の項に記したとおりであるが、これらの樹木の樹冠は、降雨（雨滴）による墳丘の侵食・崩壊等を防止する役割を担っている一方で、根系の発達により墳丘盛土部や葺石等の外表施設を破壊していくことが危惧される。従って、樹木の根系が墳丘等の保存に影響を及ぼす場合は、伐採や伐根等の対策を取ることが必要である。以下、墳丘本体と墳丘の外側に分けて保存管理の方向性を示す。

#### （1）墳丘本体（A1地区）

- ・原則として、墳丘に樹木の植栽は行わない。また、墳丘に自然発生する木本植物の実生苗は除去する。
- ・墳丘表土の侵食防止のため、現在、墳丘斜面に生育しているササは保全し、これまで同様に刈込等、適切な維持管理を継続して行う。墳丘表面が裸地化して土壌侵食のおそれがある場合には、専門家の指導を受けて、ササあるいは芝草等の地被植物の植栽あるいは播種を検討する。ただし、草本植物であっても、外来種は用いず、また、外来種が自然発生した場合には除去する。
- ・墳丘等の遺構の保存に悪影響を及ぼすおそれのある樹木については伐採する。原則として伐根は行わないが、根系が墳丘等の保存に影響を及ぼす恐れがある場合には、専門家の指導を受けて対応をする。
- ・既存樹木の幹や枝が枯損し、倒木や枝折れ・落下等の危険性が予測される場合には、伐採あるいは危険枝を切除する。
- ・既存樹木が成長して、墳丘の視認性に影響を及ぼす場合には、専門家の指導を受けて、枝の剪定あるいは樹木を伐採する。

#### （2）墳丘の外側（A2・B・C地区）

- ・隣接する住宅地のプライバシーに配慮し、また、墳丘からの良好な眺望を維持する（周辺建築物や工作物を遮蔽する）ため、原則として、既存の樹林を維持する。
- ・倒木や枯損により、空白が生じ、眺望に影響を及ぼすおそれのある場合には、専門家の指導を受けて新規の植栽等を含め、遮蔽植栽の復旧を検討する。
- ・既存樹木の幹や枝が枯損し、倒木や枝折れ・落下等の危険性が予測される場合には、伐採あるいは危険枝を切除する。
- ・既存樹木が、墳丘からの眺望あるいは周辺からの墳丘の視認性に影響を及ぼすおそれのある場合には、専門家の指導を受けて、墳丘からの良好な眺望及び周囲からの墳丘の視認性を維持できるよう、高木の樹高調整や樹木密度の調整等を検討する。

#### （3）景観及び眺望

- ・史跡周辺における高層建築物や広告看板等の景観を阻害するような人工構造物の建設については、開発部局との情報交換により、事前に把握し、景観に配慮するよう協力を促す対策を講じるなど、周辺地域からの古墳の眺望の確保に努める。